

**「津山市第10次行財政改革大綱」を策定しました**  
 ～基本理念：市民と行政が一体となって、住み続けたいまち津山を創造する～

企画財政改革推進室 ☎32-2028

市では、津山市が抱えるさまざまな課題を克服し、市民の皆さんが住み続けたいと思えるまちづくりを進めるため、「津山市第10次行財政改革大綱」(計画期間：平成28～32年度)を策定して、財政の健全化などの行財政改革に取り組みます。具体的な方策は次のとおりです(抜粋)。この大綱を実行するにあたり、行財政改革実行計画を策定して進行管理を徹底し、その実施状況を毎年度、公表していきます。

協働によるまちづくりの推進	財政の健全化	行政経営改革の推進
<b>1. 地域力の強化</b> ◆市民の共有財産となりうる活動の推進 ◆各支所・出張所の拠点性の強化と地域懇談会の開催 <b>2. 共創・協働の推進</b> ◆行政サービスの役割分担の見直し ◆市民満足度の向上 <b>3. 民間活力の有効活用</b> ◆指定管理者制度導入の推進 ◆行政サービスへの民間活力の導入	<b>1. ファシリティマネジメントの推進</b> ◆公共施設の廃止・複合化・長寿命化の推進・実施 <b>2. 予算制度改革</b> ◆予算制度の見直し、地方公会計の導入 <b>3. 歳出見直しの取り組み強化</b> ◆事務事業の見直し ◆社会保障費抑制対策の強化 <b>4. 歳入増の取り組み強化</b> ◆自主財源確保策の強化 ◆税外債権の未収対策の強化	<b>1. 職員力の強化</b> ◆職員の能力開発の強化 ◆人事評価制度の活用 <b>2. 事務の効率化</b> ◆職員が自発的に事務改善を目指す職場風土づくり ◆事務処理体系の見直し <b>3. 経営システムの強化</b> ◆組織・機構の見直し ◆窓口サービスの見直し <b>4. 定員・給与の適正化</b> ◆定員の適正化 ◆給与・手当の見直し

**「大都市圏で津山を売り込め！」**  
 ～民間のマーケティング手法を取り入れたシティプロモーションを実施します～

企画秘書広報室(秘書) ☎32-2026

市では、多くの人に津山市へ移住してもらう取り組みとして、京阪神地区を中心に、デジタルサイネージ※やポスターなどの広告を展開するシティプロモーション(宣伝)を行います。市外に在住する人の意識調査の結果をもとに「何をどのように伝えるか」を検討して、広告のデザインを決定しました。

今後も「自分らしさの見つかるまち、津山」をPRしながら、大都市圏に住む人に移住先や観光地として津山市を選んでもらえるよう取り組んでいきます。

※デジタルサイネージ…大都市圏の駅や市街地などで、大型のテレビ画面に動画や静止画を流して宣伝を行う広告媒体

◆キャッチフレーズ「生まれた町だからじゃない。津山だから働き甲斐があるんだ。」

宣伝期間 3月7日(月)～13日(日) (予定)

宣伝を行う場所 JR西日本各駅(大阪駅桜橋口、京都駅地下東口、三宮駅中央口、京橋駅北口、天王寺駅、広島駅、岡山駅、明石駅)

※色文字はデジタルサイネージ実施駅(6分または7分ごとに15秒間掲示)



広告のデザイン

**消防団員を募集します**

〒津山市消防団事務局(危機管理室内) ☎22-1190

消防団は、消防署と連携して火災や地震、台風などの災害から市民の生命や財産を守るために活動しています。消防団に入って、自分たちの地域と一緒に守りませんか。

**入団資格** 市内に在住または勤務する18歳以上の人

**活動内容** 平常時の訓練や救命救急講座の受講、防火広報などを行うほか、火災や台風、集中豪雨、地震などの災害が発生した時、消火、救助、救出、安否確認、避難誘導などを行う

**待遇** 消防団員は特別職の非常勤公務員です。年額報酬や退職報償金(5年以上勤務の場合)、公務災害補償などが受けられます

※入団の申込方法など、詳しくはお問い合わせください



津山消防出初式の様子

**JR津山駅北口賑わいゾーン出店者募集**

〒都市計画課(市役所5階) ☎32-2096

JR津山駅北口広場の東側に隣接する賑わいゾーンへの出店者を募集します。

**売払面積** 区画(1)=100㎡、区画(2)=90㎡

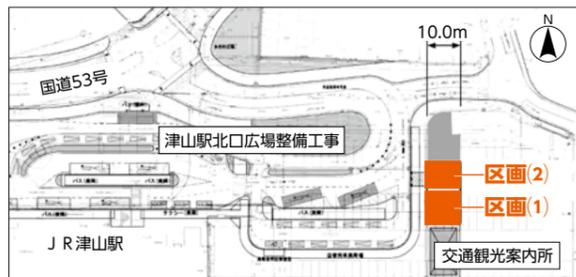
**業種** 土産物店、飲食店など

**売払価格** 52,200円/㎡

**申込方法** 都市計画課に備え付けの申請書(市ホームページから印刷可)に必要事項を記入し、都市計画課に直接提出する

**締め切り** 3月30日(休)午後5時必着

※応募条件など、詳しくは市ホームページをご覧ください



賑わいゾーン位置図

**津山市国民健康保険脱退の手続き**

〒保険年金課(市役所1階9番窓口) ☎32-2071  
 または各支所・出張所担当課

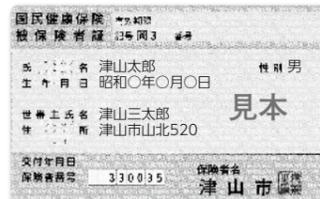
国民健康保険に加入している人が就職や扶養認定などで、新しくほかの健康保険に加入した時は、国民健康保険を脱退する届け出が必要です。

脱退の届け出をしないと、国民健康保険の資格が残ったままとなり、保険料が二重で掛かる場合があります。必ず脱退の届け出を行ってください。

届け出に必要なもの

- 国民健康保険の保険証
- 新しくできた保険証
- 世帯主の印鑑

**届け出先** 保険年金課または各支所・出張所担当課



注意点

脱退の手続きの際、国民健康保険の保険証の返却をお忘れなく

**平成28年度の国民年金保険料**

〒保険年金課(市役所1階7番窓口) ☎32-2072、各支所・出張所担当課、津山年金事務所(田町) ☎31-2363

平成28年度の国民年金保険料は次のとおりです。経済的な理由によって保険料を納めることが困難な場合、保険料の支払いが免除される制度もあります。

■保険料

月額=16,260円、1年分前払い(現金納付)=191,660円(3,460円割引き)、6カ月分前払い(現金納付)=96,770円(790円割引き)

■免除制度を受けた場合の保険料(月額)

4分の1免除=12,200円、半額免除=8,130円、4分の3免除=4,070円

■支払方法

4月上旬に日本年金機構から送付される納付書を使い、金融機関や郵便局、コンビニエンスストアでお支払いください。口座振替やクレジットカードでの支払いもできます(申し込み要)。

前払いを希望する場合、保険年金課、各支所・出張所担当課または津山年金事務所に申し込みください。

※詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください